

花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第13回）

日時 平成19年7月9日（月）午後2時

場所 花巻市役所本館3階 303会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 条文・P I 検討チーム別検討会

4 意見交換（全体会）

5 中間報告の内容について

6 今後の日程について

市民会議中間報告 7月17日（火）

第14回市民会議

まちづくり基本条例を市民で考える会 7月23日（月）～26日（木）

7 閉 会

(仮称) 花巻市まちづくり基本条例 検討たたき台

前文

第1章 総則

- 1 目的
- 2 位置づけ
- 3 定義

第2章 基本原則

- 4 まちづくり基本原則
- 5 行政運営のルール
- 6 住民自治の原則
- 7 市民の権利と責務
- 8 市議会及び市議会議員の役割と責務
- 9 市長の役割と責務
- 10 市職員の役割と責務

第3章 生存・生活

- 11 自然環境
- 12 人口
- 13 安全・安心
- 14 保健・医療・福祉
- 15 産業
- 16 人為環境

第4章 子ども

- 17 子ども

第5章 教育・文化

- 18 教育
- 19 文化

第6章 住民投票

- 20 住民投票条例
- 21 投票権
- 22 投票結果

第7章 評価・見直し

- 23 評価
- 24 見直し

前文

- ・住み続けたいまち、住んでみたいまち
- ・結いの精神
- ・イーハトーブ
- ・恵まれた自然環境（山・川等）
- ・過去と未来のかけはし
- ・やすらぎのあるまち
- ・自分で考え、自ら行動する
- ・自然型持続的循環社会
- ・人間的発展
- ・理想郷（つくっていく過程）
- ・活力溢れる
- ・文化の継承と創造
- ・みんなでつくりあげる
- ・生まれて良かったと誇れるまち

第1章 総則

1 目的

花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。
市民・市議会・市長・市職員のそれぞれの役割と責務を明らかにします。
また、活力に満ち、安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。

2 位置づけ

（最高規範性）

(1) この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原理であり、花巻市の憲法とも言うべき最高規範です。花巻市が、計画の策定や他の条例などの制定改廃を行うときは、この条例に従わなければなりません。

（委任）

(2) 花巻市は、この条例に定める内容に即して、それを具体化するために、分野別に条例を別に制定するとともに、既存の条例・規則等の体系化を行います。

3 定義

この条例において、用語の定義は次のとおりとします。

- (1) 市民
市内に居住する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、活動する人、事業を営む人
- (2) 参画
市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。
- (3) 協働
まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。
- (4) 花巻市
市民、市議会、市長及び市職員
- (5) 市役所
市の行政及びその行政組織
- (6) コミュニティ
生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集団
- (7) 地域・地区

第2章 基本原則

4 まちづくり基本原則

花巻市は、次に掲げる基本原則に基づき、自治体運営を進めます。

- (1) 参画と協働と住民自治によって、まちづくりを行います。
- (2) 市民、市議会及び市行政は、まちづくりのために情報を互いに提供し、共有します。
- (3) 自然との共生を図り、持続発展が可能な循環型の共生地域を形成します。
- (4) 結いの精神を発展させ、地域特性を生かした健全なコミュニティづくりを保障し、住民自治を行います。

5 行政運営のルール

市行政は、次に掲げる基本原則に基づき、自治体運営を進めます。

(1) 健全な財政運営

市行政は、財源を効果的かつ効率的に活用します。また、市保有の財産の適正な管理、効率的運用に努め、財政及び財産の保有状況を市民に分かりやすく公表します。

(2) 情報の公開

市が保有する情報は、市民共有の財産です。公正で透明な市政を行うため、情報公開を総合的に推進します。

(3) 行政サービスの公平

市民には等しく行政サービスを受ける権利があります。市行政は、地域格差や差別が生じないように、公平な行政サービスを行います。

(4) 説明責任・応答責任

市行政は、市民に対し、市政に関する事項を説明する責任を果します。また、市民から寄せられた意見・要望等に対し、速やかに応答する責任を果します。

(5) 地域コミュニティの支援・保障

住民自治の場となる地域コミュニティに対し、市行政は、長期的視野に立ってその活動を支援し、保障します。

(6) 行政評価

市行政は、実施した事業について、市民や第三者を含む評価委員会を組織し、評価した結果を公表します。

6 住民自治の原則

まちづくりの基本である住民自治の原則を次のように定めます。

(1) 市民は、まちづくりにおける市民の役割の重要性を認識し、地域コミュニティを中心とする住民自治に、自ら参画するように努めなければなりません。

(2) 市民は、市行政に対して、必要に応じパブリックコメント（意見公募）やタウンミーティング（対話集会）、各種審議会等の委員公募を要求することができます。

(3) 市行政は、市民の参画や住民自治を推進するために、制度整備を行い、住民自治条例を定めなければなりません。

7 市民の権利と責務

市民は、次の権利を有し、また責務を負います。

(1) 権利

- ① 平和で安全に生き、良好な環境の中で生きる権利
- ② 参画権（政策形成、執行、評価の各段階）
- ③ 情報の提供を要求し、知る権利
- ④ 行政サービスを公平に受ける権利

(2) 責務

- ① 自らの発言と行動に責任を持つこと。
- ② 公共の福祉、次世代、花巻の将来に配慮し、豊かな花巻市の形成に積極的に努めること。

8 市議会及び市議会議員の役割と責務

花巻市の最高意志決定機関である市議会、及びそれを構成する市民の代表としての市議会議員は、この条例を遵守して、まちづくりを推進するために、次の役割を責務を負います。

- (1) 政策を提案する努力をします。
- (2) 市行政を監視し、けん制します。
- (3) 条例の制定改廃、予算・決算の承認を議決します。
- (4) その他地方自治法の定める役割を担います。
- (5) 代表者として、広く市民の意見を聴きます。
- (6) 市民に対し、自らの選挙公約の達成度についての評価報告を含め、市議会活動等の報告を行います。

9 市長の役割と責務

市長は、この条例に従って、まちづくりを推進しなければなりません。

- (1) 市長は、政策形成や執行が、この条例に従い、推進されるように調整します。
- (2) 市長は、効率的な行政運営に努めます。
- (3) 市長は、行政サービスを向上させるため、職員の能力向上に努め、適材適所の配置を行います。
- (4) 市長は、選挙公約の達成度についての評価報告を行います。

10 市職員の役割と責務

市職員は、この条例に従い、市民への奉仕者として、公平、公正かつ能率的にその職務を遂行しなければなりません。まちづくりを推進するために必要な知識、技能等の能力の向上に努めます。

第3章 生存・生活

11 自然環境

早池峰国定公園や花巻温泉郷、県立自然公園、北上川等、花巻には緑と水の豊かな大自然があります。これは未来へ継ぐべき、かけがえのない財産です。市民参画の元で、水・大気・土壌・地形等の環境を保全し、破壊を防止するために環境条例を定め、これを保護します。市内外の多くの人が、豊かな自然を今後も享受し続けるために、既に破壊が進んでいる場合は、それを修復します。

12 人口

人口の減少は、結果として地方自治の財政を圧迫します。花巻市は適正な人口規模を維持するために、次の施策を行います。

(1) 出生

安心して出産し、安心して子育てができる支援体制を確立します。

(2) 転入者

Uターン、Iターンによる定住者を促進する体制整備を行います。

(3) 転出者

若者の転出を最小限にするための条件整備を行います。

13 安全・安心

花巻市は、平和を愛し安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、近隣自治体と連携しながら、次の点に留意して、市民参画の元それぞれの分野で努力します。

- (1) 非核都市の維持
- (2) 防犯体制の構築
- (3) 防災体制の構築
- (4) 交通事故防止対策の推進
- (5) 消費者トラブル対策の推進

14 保健・医療・福祉

市民は、健やかに生まれ、いきいきと生活し、健やかに老いる権利があります。市行政は、次の点に留意して、保健・医療・福祉の体制を整備します。

- (1) 心身のバランスのとれた健康づくり
- (2) 地域医療の充実強化
- (3) ノーマライゼーションによる福祉サービスの向上
- (4) 保健・医療・福祉の連携強化
- (5) ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりの見直し

15 産業

市の経済活力を高めるため、産業の新興は必須条件です。市民の参画、事業者の協力、市行政の指導力などで地域経済の活性化をすすめます。

- (1) 農業、林業を中心とした一次産業の育成をはかり、付加価値のある生産物の創出や、地産池消をすすめます。
- (2) 企業を誘致し、産学官の連携によって新産業を育成します。
- (3) 市街地の活性化をはかり、観光客を誘客できる商店街づくりを行います。
- (4) 各年齢層を対象とした雇用対策を行います。

16 人為環境

人が生活するために作り出す、または改造をする環境は、自然との共生の範囲内でなければなりません。次の点に留意してまちづくりを推進します。

- (1) 良好なまちなみ景観の保全
- (2) 下水道などのインフラ整備
- (3) ごみ対策（減量化、資源回収など）
- (4) 交通ネットワークの整備

第4章 子ども

17 子ども

市にとって、子ども（18歳未満）と、その成長は宝です。市民は参画と協働によって、市行政は地域の協力を得ながら、一人の人格としての子どもが、次の権利を行使できる体制をつくり、保障を行います。

- (1) 保護者の庇護のもとで健やかに育つ権利
- (2) 年齢に応じた教育を受ける権利
- (3) 年齢に応じたまちづくりへの参画権

第5章 教育・文化

18 教育

市民は、生涯にわたり学ぶ権利を有します。市行政は、各年齢に応じた教育（学習）の場を提供し、教育の質と量の向上をはかります。

- (1) 就学前の教育の推進
- (2) 義務教育による学力の保障
- (3) 人材の育成
- (4) 教育環境の整備・促進
- (5) 行政・地域・学校・家庭の連携
- (6) 教育評価の公表
- (7) 生涯学習の推進

19 文化

花巻には優れた文化遺産があり、文化を発信し続けてきた歴史があります。市民にとって精神的な支柱とも言うべきこれらの文化・風土は、花巻のまちづくりには欠かすことができません。次の点に留意して、文化都市としてのメッセージを全国に発信します。

- (1) 史跡、文化財の保存と発信
- (2) 郷土芸能などの伝統の継承と発信
- (3) 芸術への積極的支援
- (4) 新しい文化の創造と発信
- (5) 良好な風土の保全
- (6) 郷土愛の助長
- (7) 異文化理解と国際感覚の助長（友好都市、姉妹都市など）

第6章 住民投票

20 住民投票条例

市民、市議会と市長は、重要な政策の選択に、市民の意思を的確に反映させるため、常設の住民投票条例を定めなければなりません。

21 投票権

住民投票の投票権は満18歳以上とし、花巻市に住所を持つものとします。

22 投票結果

市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければなりません。

第7章 評価・見直し

23 評価

市は、花巻のまちづくりが、この条例に従って整備され、運用されているかどうか評価しなければなりません。評価に当たっては、市民の意見が適正に反映される仕組みを整備します。

24 見直し

市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について、市民参画のもとで検討を加え、見直し等の必要な措置を行います。

公布 平成19年12月 日

施行 平成20年 4月 1日